平成15年 (2003)

発行/文京区 編集/企画政策部新公共経営担当課 〒112-0003 文京区春日1-16-21

代表 22(3812)71

http://www.city.bunkyo.tokyo.jp/

文の京」の区民憲章特集号

「文の京」 のまちづくり・ひとづくり

文京区は昭和 22年 3月 15日に誕生しました 今日は 56回目の誕生日です。

区民憲章をみんなで創りましょう

めました。

治基本条例)」(以下 区民憲章」という)の研究を始 する新たな仕組みを規定する「文京区区民憲章(自 文京区では、平成13年11月29日に、文京区区民憲 (自治基本条例)研究会」を設置し、自治体を運営

> な地域社会を創っていかなければなりません。 長時代の到来など、大きな社会の変化に対応し、豊か

少子高齢化の進展、開発型社会の終焉、経済の低成

しあい、公的な分野を担っていくという考え方です。 構成するさまざまな人々や団体が相互に協調し、調整

これは〝新しい協働」のあり方といわれていますが

「『文の京』の区民憲章策定に向けて

がまとまりましたので、その概要を

文京区区民憲章(自治基本条例)研究会報告書

お知らせします

研究会会長 東京大学教授

民憲章」と呼んでいます。

体ごとにその名称を工夫しており、本研究会では、区 も言われています。また、統一した呼び方はなく、自治

田

朗

バナンス」という言葉で表しました。

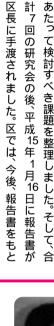
ガバナンスとは、これからの自治体運営は、地域を

報告書において、区民憲章の基本的な考え方を

る「ガバナンス」の考え方を示す区民憲章が実現する 討を重ねて、全国的にも例のない、真の自治の姿であ きた協働の実績があります。広範な区民参画による検 ありません。しかし、文京区には、これまで取り組んで NPOが担い得る公的な活動はNPOが担い、協働し り方を「ガバナンス」(共治)や「活私開公」というキー ことを期待しています。 律性に基づいてなされるものであり、容易なことでは いうことは、すべての人々、団体、事業者の自主性・自 て本来の公共社会を築いていこうとする考え方です。 たちで治めるという住民自治の原点に基づき、コミュ ワードで示しました。これは、自分たちの地域は自分 ーティで担い得る公的な活動はコミュニティが担い、 そこで、本研究会では、これからの自治体運営のあ 公的な視点に立って考え、意見を述べ、行動すると

くことを願っています。

果を活かして、実効性のある区民憲章が策定されてい 践を積み重ねてきています。これまでに築いてきた成 して、基本構想の策定をはじめ区民の皆さんと共に実 文京区では、早くからこの考え方を区政運営の基本と



の関係を整理し、区民憲章が目指す方向性や策定に

研究会では、幅広い視点からの議論に努め、法律と

に区民憲章策定に向けた検討を行っていきます。

研究会副会長 (東京大学助教授) 斎 藤

ちのまちのあり方を定める「自治基本条例」策定の動 きが高まっています。 地方分権の時代を迎え、全国各地の自治体で自分た

年は、この報告書をもとに区民公募委員を含めた検討

れからの文京区にとって欠くべからざるものです。本

2世紀の自治体運営のあり方を示す区民憲章は、こ

組織を発足させ、文の京」の区民憲章の策定に着手い

理念となるものと考えております。

働の考え方を「ガバナンス」という言葉で表しています。

この報告書では、21世紀の自治体運営の基本となる協

運営は、このガバナンスの考え方と同じものであり、

本区がこれまで区民の皆さんと進めてきた自治体

この考え方が、これから策定していく区民憲章の基本

る」区政運営を行ってまいりました。

あたり積極的に区民参画を推進し、区民と共に生き

これまで本区では、各種の計画策定や施策の実施に

仕組みを定めるものであり、一般に「自治体の憲法」と 自治基本条例とは、自治体運営の基本となる理念や

区内在住の漫画家・一丸さんのご好意により、 ||年||組甲斐せんせい」のイラストを使わせて 文の京」の区民憲章特集号のイラストは、



煙 Ш

文京区 툱

力

阪神・淡路大震災を契機

文京区 区民憲章 自治基本条例 研究会報告書

求められる背景 区民憲章制定が

(4)基本構想の

策定・実施過程における

治体運営が必要となってい 域の課題に対応する、成熟 民の価値観の多様化により 代を迎えたことです。 もう一つは経済が低成長時 社会にふさわしい新しい自 層高度化・複雑化する地 今後は、こうした中で、住

変化

住民意識の

としての 自治体 文京区の

҈現 ⊕在

(1)自治体環境の変容

公共施設が多様に整備され 関や住民の利用に供される 状況としては、公共交通機 ます。また、都市基盤の整備 速に少子高齢化が進んでい まず、他の自治体同様、急

(2)地方分権の進展

けとめる仕組みづくりが求 民の活動意欲の高まりを受 至っています。こうした住 とする人々が増え、現在に て公的な活動にかかわろう として、自らが主体となっ

今まで以上に、地域の課題

括法により、地方自治体は、 平成12年4月の地方分権

って自主的に対応すること に対して、権限と責任を持

せん。 うな環境には置かれていま 低成長時代を迎えた今、歳 入の自然増が期待できるよ さらに、日本経済全体が

社会環境の

地域の課題に対応するため

に、住民参画に基づいた、住

こうした中で、多様化する ができるようになりました。

民自治」が重要となってき

変化

(2自治体運営の方向性

組みが重要になると考えら 巻く環境の変化から、今後、 文京区を運営していくため には、以下の課題への取り このような自治体を取り

(1)社会の成熟化

このように、今日の社会

一つは、少子高齢社会の進 社会環境の大きな変化の

型社会の終焉です。さらに、 変化です。もう一つは、開発 展に伴う人口構造の急激な

治基本条例なのです。

組みが必要であり、そのあ

に、新しい自治体運営の仕 環境の変化に対応するため

り方を明確に示すものが自

①大きな物的インフラの構 根ざし、その特性を生か 築に代わり、より地域に した都市環境・空間を整備

③自分のことだけでなく ②少子化・高齢化に対処・対 ュニティや人的ネットワ 積極的に活動する人々を 身の周りの人々や地域の 応するための、地域コミ な地域社会に関心を持ち 人々、文京区という大き ークを構築すること。

民参画がなされる社会」の 様に述べられており、今後 は、文京区基本構想でも同 構築が示されています。 して、協働を背景とした住 の文京区が目指す方向性と 「協働」という点について

(3)区民参画の 仕組みの展開

京区の目指すべき姿として 文京区基本構想にも、文

管理すること。

育成し、サポートすること

(1基本構想と区民憲章

①基本構想は、これからの

自治体の運営について、 執行機関(行政)がどのよ

法的な性格 区民憲章の

形式で定めることになりま いる区民憲章は、一般に、自 るもので、「条例」という法 治基本条例」と呼ばれてい 文京区が策定を目指して

区民憲章の具体的なイメー 章の法的な違いを比べて ジを明確にしていきます。 連する様々な制度と区民害 ここでは、区民憲章に関 ①他の法律等との関係

式上の優劣関係がないた 条例と条例の間に、法形 内容として盛り込むもの に実施していくかを主な うな政策を立案し具体的

加や協働の仕組みや、これ

これまでつくられてきた糸

「よりおおらかな協働社会

や「新たな参画社会」が示さ

れていますが、そのためには

② 区民憲章は、区民や事業者 合の仕組みや各主体の青 定め、政策を実施する場 務等を規定するものです。 体運営についての原則を 行機関)が共有する自治 と自治体政府(議会と執 各種団体等の 様々な主体

ることが必要です。 まえ、新たな制度を設計す までの様々な取り組みを踏

る大規模な区民参加・協働 想の策定・実施過程におけ 組みとして、文京区基本構 の取り組みがあげられます。 これまでの具体的な取り

②区民憲章は、特定の行政 を規定するものです。

としての基本条例

法」ともいわれています。そ てみます。 こで、日本国憲法と比較し 区民憲章は「自治体の憲

日本国憲法は、その条文 認められません。 等や具体的な行政活動は の最高法規であり、憲法 形式的にも実質的にも国 や定めている内容から、 に反する法律・政令・省令

①国の基本法は、特定の行 (2)基本法と区民憲章 政分野のみを規定するも

運営全体の理念や仕組み 分野だけでなく、自治体

(3)自治体の 憲法

個別の施策を実施する場 合には区民憲章に規定さ

に法的に優越するものと め、区民憲章を他の条例 して位置づけることはで

「他の条例制定にあたっ しかし、区民憲章の中に う自治体において、人々 趣旨の規定を盛り込むこ ればならない。」といった 尊重し、条例と区民憲音 ては、区民憲章の内容を が区民憲章を、他のどの それにより、文京区とい とは違法ではありません。 との適合性を確保しなけ 条例よりも優先する条例.

仕組みも重要です。

②具体的施策への反映と施

として位置づけることは

次のことが考えられます。 とするための方法としては 映させ、実効性のあるもの 容を個別の条例や施策に反 が生かされているかどう 実際に区民憲章の考え方 区民憲章で規定された内 策からのフィー ドバック かを監視する仕組みを作

このような、自治体運営

れた内容に反してはなら

容へとフィードバックする 章の規定を検証し直すなど. を行っていく中で、区民憲 施策の成果が区民憲章の内 逆に、具体的な取り組み を区民憲章の中に規定す ない、といった配慮義務 るという方法。

③自治体の基本方針を守 り育てるために

っている法令等の改善を国 とは、理由なく自治体を縛 総合的な施策を展開するこ ような国からの様々な制約 は、これまで行われてきた ってその運営を行うために 提条件を築くことにもなる と考えられます。 に対して主張するための前 草を定め、自治体が体系的・ は障害となります。区民 自治体が独自の理念に沿

るなど、内容面での工夫 とができると考えられます。 例であれば、自治体の実質 性格を持った条例と呼ぶこ た内容を持った自治基本条 のあり方を方向づけ、活き 的な憲法、あるいは憲法の

平成15年3月15日

3「文の京」の区民憲章

区民憲章の内容は、宣言

のようなものになるのかを 章の中心となる考え方がど そこで、この章では、区民憲 のでなければなりません。 なるような考え方を示すも 施するにあたっての基本と す。さらには、区が施策を実 内容をもったものとなりま のではなく、より具体的な や宣誓といった抽象的なも

協働の これからの スタイル

(1)これまでの 協働の考え方

メージもつきまとっていま の下請け的なものというイ パートナーではなく、「官. 働の相手方の 民」は対等な て、官」が行うことを前提と 方では、公的な活動は、すべ してきました。そのため、協 これまでの 協働」の考え

新しい「協働」の考え方は、 こうした文京区の進める

スを事業者やボランティア 関(行政)側が決めたサービ (2)現在の協働の考え方

現在の 協働」は、執行機

表されています。 担うものであり、この考え 関(行政)と共に考え、共に 方通行」ではなく、地域サー Partnership)という言葉で プ_J(PPP: Public Private ビスの立案や運営を執行機 方は、公民パートナーシッ

(3)文京区における 協働の考え方

社会を築いていこうとす る公的な活動はNPOが 域は自分たちで治めると え、さらに、自分たちの地 ては、住民参画を中心に据 ている協働は、行政が主体 が自治体運営の基本とし ています。つまり、文京区 共経営」とも呼ぶべき考え 画を据えた、「 文京版新公 の考え方の基本に住民な 担い、協働して本来の公共 得る公的な活動はコミュ づき、コミュニティで担い となる公的な活動におい 方を区政運営の基本にし ニティが、NPOが担い得 いう住民自治の原点に基 (NPM:New Public Management)

団体が請け負うだけの

①もともと公共性は自治体

次のようなものです。

点から、住民や団体を支援し

形成して、公共的な問題

の解決をはかるという考

文京区では、新公共経営 ②このことは、自己の意思 を殺して公の指示に従う もできます。 意欲を生かして公的な活 く、自己の意思・考え方 といった滅私奉公ではな という考え方で表すこと 動を担っていく 活私開公.

つ ガバナンス」の考え方に 対等の立場で協働するとい おける文京区区民憲章(自 バナンス」こそが、21世紀に よる協働社会、それは、文京 面において、自治体政府と 治基本条例)の理念となり 営の姿と同じものであり、 ガ 区が目指している自治体運 としての市民等が様々な場 こうした、自律的な主体

(4) ガバナンスとは という言葉で表されるもの ガバナンス」(共治・協治)

です。

ガバナンスの考え方とは

共性を担うとするものです の理念は、様々な主体が公 施をし、評価を行ってきま 動について計画を立て、宝 あり、自治体政府は、公的活 から、自治体政府の役割も した。しかし、 ガバナンス 変わってきます。

(1)サービスの 供給役に加えて 、保証役」としての

治体政府が、実質的な調整 面では、住民の負託を受け な調整がうまくいかない場 の役割を担う 調整者」とし に総合行政主体としての自 各主体相互による自主的

自治体政府の 「ガバナンス

うのは自治体政府の役割で これまで、公的活動を切 の発足を助ける役割を果た していくことが重要となり 場合によっては様々な団体 現在、憲法等により、自治

者も各々公共性を担う主 なく、 市民・ NPO・ 事業 政府だけが担うものでは

体であり、そうした主体

の間でのネットワークを

新たな役割

分もあると考えられます。) 維持する部分、強化する部 場合によっては、自治体政 考えられます。(もちろん) 主体によるサービスの産出・ 出・供給役に加えて、様々な 府自らが、公的サービスを の責任を負うことになると 供給活動の 保証役」として これまでのサービスの産

新たな役割 調整者」としての

②議会の役割については

す。

ながら、「ひとづくり」の観 (3)地域社会を担う 自主性や自律性を尊重し 人々・団体の育成の役割

(4)自治体政府内部の

関の役割をそれぞれ検討す ることになります。 合は、議会の役割と執行機 体政府の役割を規定する場 そのため、区民憲章に自治 されると決められています。 体政府の組織は、議会と執 行機関(行政)によって構成

①執行機関の役割としては のほかに、区民への説明 的な行財政運営を行うこ これまで述べてきた役割 責任を果たすことや効率 となどが考えられます。

されるべきものと考えま 議会において独自に検討 等において提案がなされ 権推進委員会第二次勧告 ます。具体的には、地方分 たな役割が期待されてい 地方分権の進展により新 ており、議会の自律性から、

て登場することになります。

区民憲章の 内容 ガバナンスを

合はどのような内容になる 念を区民憲章に規定する場 こうしたガバナンスの理

こで考えてみます。 のか、そのためにはどのよ うな検討が必要なのかをこ

(1)公的な活動への

具体的に規定するためには 区民憲章に、この考え方を 公的な活動を行うことです 現在様々な活動がどのよう な主体が、各々公共性を担い 考え方は、地域を構成する様々 ガバナンスの基本となる 参画のスタイル

の、参画スタイルの類型化表 と自治体政府の協働がどの こで参考になるのが、下段 ことが必要となります。こ った視点から類型化を行う ようになっているのかとい に行われているのか、市民

の責任と主体性によって独 活動の領域(B·C·D)があ が中心となって行う 市民 この領域の両極には、市民 府がパートナーとして行う 自に行う領域」(A)と自治 ることが分かります。そして、 ては、まず、市民と自治体政 公的な活動への参画とし

(E)が存在します。 体政府が中心となって行う

重視するものですから、A

(2)市民が中心となって

公的な活動への住民参画を ガバナンスの考え方は 活動する領域

性によって独自に行う領域 権利と義務を規定すること ごとに、各主体の役割と責務 自治体政府の責任と主体 区民憲章では、この領域

になります。

の領域についても、区民憲 化する必要があるのです。 提供などの支援を行う等と して、自治体政府が情報の 必要があります。たとえば、 府の役割を明確にしておく その領域における自治体政 章で規定する対象としなけ いったことについて、明確 市民が中心となる活動に対 ればなりません。その上で

参画スタイルの類型化表

市民の 責任と 主体性によって 独自に行う領域

市民の 主体性のもとに 自治体政府の 協力によって 行う領域

市民と

自治体政府が それぞれの 主体性のもとに 協力して 行う領域

市民の 協力や参加を 得ながら 自治体政府の 主体性のもとに 行う領域

D

自治体政府の 責任と主体性 によって 独自に行う領域

Aは市民だけが、Eは自治体政府だけが、それぞれ独自に活動する領域です。 中間のB、C、Dは、両者がそれぞれの役割を持つ領域ですが、領域の性質によって、 両者の比重が異なることが示されています。 その「境界線」が両者の接点であり、協働の成立するところとなります。

「時代が動くとき 社会の変革とNPOの可能性」 山岡義典 著(ぎょうせい 1999年)を参考にしています。

な主体が、各々公共性を担い

公的な活動を行うことです。

たな協働」を理念として区

「ガバナンス」という 新

考え方は、地域を構成する様々

ガバナンスの基本となる 参画の仕組み

(3)領域間の転換 するためには、領域間の転 より効果的、効率的に提供 また、公的なサービスを

討も必要です。 ようになるのかといった検 合の「転換の仕組み」はどの 力点を移行させたりする場 させたり、逆に、市民活動に 治体政府活動に力点を移行 ればなりません。つまり、自 のかについても検討しなけ 換をどのように図っていく

責任を持たなければならな いのです。

別に、個別の参加の仕組み 画の手法については、区民 を定めるという手法もあり ありますし、区民憲章とは 憲章自身で規定する方法も なお、こうした、個別の参

して、自らの発言や行動に

第4章

区民憲章の

制定手法

(4)自治体政府活動への

区民憲章の 項目整理

べきと考えられる項目は以 最低限区民憲章に盛り込む 今後具体的な策定の際に、

のとおりです。 ついて検討する事項は以下 どのように盛り込むのかに うか、盛り込むとした場合は 区民憲章に盛り込むかど

個 別 論

⑦非営利団体の権利、役割

ここでは、区民憲章に盛

⑨執行機関の役割・責務(事 ⑧議会の役割・責務 務処理の原則の規定)

に、区民憲章に盛り込むか 項について整理するととも り込むべきと考えられる事

事項について、論点を整理 どうかについて検討すべき



⑤ コミュニティの権利、役割

④区民の権利、役割・責務

考え方の規定)

⑥事業者の権利、役割・責

③基本原則(ガバナンスの

定義)

②総則(区民憲章の目的の ①前文(自治体の基本理念)

規定及び使用する用語の

⑥権利保障のあり方

応の仕組み

必要があります。

定とするべきかを検討する 基本として、どのような規 は、ガバナンスの考え方を

④政策決定過程への住民参

③情報公開 ② 住民の概念

⑤協働型社会における苦対

あなたも、「文の京」の区民憲章を考える 区民会議のメンバーとして活躍してみませんか?

体は、地域社会の担い手と とが前提となります。各主 視点に立って参加をするこ 明にとどまらずに、公的な 利保護や意見の一方的な表 画する場合、単に、個別の権 自治体政府活動の領域に参 そのため、住民・NPO等が

されます。

あげることで、活きた区民

過程での参画・協働の実を

憲章が誕生することが期待

るはずです。区民憲章制定

下のとおりです。

①区民憲章と他の条例との

具体的な策定にあたって

区民憲章の制定過程自体が 民憲章を定める場合には、

ガバナンスの実現の場とな

内 容	「文の京」の区民憲章(自治基本条例)に盛り込む内容について検討します。
募集人員	6人以内。
応募資格	 昭和60年4月1日以前に生まれた方で、区内在住・在勤・在学・在活動の方。 (在活動とは、区内に住所のある市民活動団体(ボランティア団体やNPO)で活動している方のことをいいます。) 文京区議会議員、文京区職員及び応募時に文京区の審議会等の委員に2つ以上在籍している方を除く。
任 期	委嘱の日から審議が終了したときまで。 (平成 15年 6月頃から平成 16年夏頃までを予定しています。)
会 議	1~2か月に1回、平日夜間を中心に開催する予定です。
謝礼	2,000円(恒ごと)
応募方法 及び締切	・「2世紀の文京区のまちとひとをつくるために」と題して、そのために必要だと思うこと、こうしたいと考えていることなどを自由に書いてください。 (800字から1000字程度) ・その論文を申込書に添えて、平成15年5月1日までに直接又は郵送・FAXで下記へ。 (郵送・FAXの場合は必着) ・なお、FAXの場合は、受信の確認のため、お手数ですが電話で送信のご連絡をお願いします。 ・電子メールでも、5月1日必着で同様に申込みいただけます。詳細については文京区のホームページの区民憲章のコーナーをご覧ください。 ・申込書は、ホームページからダウンロードできます。また、シビックセンター2階の行政情報センターの他、地域活動センターや区内各図書館でも配付しています。
選考	論文審査及び面接を行い選考します。(面接は5月中旬実施予定、別途通知)
その他	委員になった方の論文は、情報公開の対象となります。
問 合 せ ・ 申 込 先	文京区企画政策部新公共経営担当課(文京シビックセンター 15階 南側) 〒 112- 0003 文京区春日 1-16 21 電話:(5803)1160 FAX:(5803)1330 URL: http://www.city.bunkyo.tokyo.jp/kusei/newpublic/kumin_kensyo/index.html





区長に報告書を渡す森田会長 (平成15年1月16日)